

# 短期入所利用料金

(短期入所療養介護)

## 《介護サービス》

### ■基本料金

(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

利用料負担割合1割として記載

	要介護(1)	要介護(2)	要介護(3)	要介護(4)	要介護(5)
多床室(2人・4人部屋)	875円	951円	1,014円	1,071円	1,129円
従来型個室(個室)	794円	867円	930円	988円	1,044円

## 《介護予防サービス》

■基本料金(1日あたり)		要支援 1	要支援 2
	多床室(2人・4人部屋)	658円	817円
従来型個室(個室)	619円	762円	

## ■滞在費・食費 <1日あたり>

	滞 在 費		食 費	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
利用者負担第4段階	460円	1,560円	1,380円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円
	滞在費負担限度額		食費負担限度額	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
利用者負担第1段階	0円	490円	300円	
利用者負担第2段階	370円	490円	390円	
利用者負担第3段階	370円	1,310円	650円	

※利用者負担第1段階から第3段階の方は、ご入所の際に「**介護保険負担限度額認定証**」をご提示下さい。

## 《介護サービス・介護予防サービス共通》

### ■加算料金

(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

加算の種類	料 金	加算条件等	加算の種類	料 金	加算条件等
夜勤職員配置加算	24円	1日につき	療養食加算	8円	1回につき(1日3回を限度)
個別リハビリテーション実施加算	240円	1回につき	認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき (入所日から7日を限度)	認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	
緊急短期入所受入加算	90円	1日につき (入所日から7日やむを得ない事情+14日)	緊急時治療管理加算	518円	1月に1回連続する3日を限度
若年性認知症利用者受入加算	120円	1日につき	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく	
★ 重度療養管理加算	120円	1日につき	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	1日につき
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	34円	1日につき	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	1日につき
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	46円	1日につき	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	1日につき
送迎加算	184円	片道につき	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割	
総合医学管理加算	275円	1日につき	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に2.1%を乗じた単位数の1割	
			新型コロナウイルス感染症対策	所定単位数に0.1%を乗じた単位数の1割	

★要支援の方は算定対象外です。

## ■その他の料金 <1日あたり>

●洗濯代(※)	120円
●持込家電製品電気代	50円
●理容代(整髪)	2,200円
● " (顔剃り)	1,500円
● " (カット)	1,800円

介護老人保健施設

**桜の園** (さくらのその)

〒010-0057

秋田県秋田市下北手梨平字登館8番地

TEL(018)839-5977 FAX(018)839-5971

e-mail: sakura8@d4.dion.ne.jp

※1ヵ月定額3,600円になります。月途中での利用開始、中止は日割計算になります。

## ■加算料金 (介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

加算等の項目	料金	加算条件等
夜勤職員配置加算	24円	1日につき(夜勤時間帯に入所者様100名につき5人の職員が勤務時間換算でいる場合)
個別リハビリテーション実施加算	240円	1回につき(作業療法士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき(自立度がⅢ以上であって、在宅生活が困難であると医師が判断した者)(入所日から7日を限度)
緊急短期入所受入加算	90円	介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた方で、かつ居宅サービス計画にない利用の場合。認知症行動・心理症状緊急対応加算算定時は算定しない(7日を限度)やむを得ない事情のある場合は14日を加える
若年性認知症利用者受入加算	120円	1日につき(若年性認知症の利用者を受け入れた場合)
重度療養管理加算(要支援を除く)	120円	1日につき(要介護4または5の方で、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合)
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	34円	在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で、地域に貢献する活動を行っていること
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	46円	在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で、地域に貢献する活動を行っていること
送迎加算	184円	片道につき(居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合)
総合医学管理加算	275円	治療管理を目的に、計画以外の短期入所を行った場合7日を限度とすること 治療方針を定め、治療管理をし、診断等の内容を記録する。かかりつけ医に必要な情報提供を
療養食加算	8円	1回につき(1日につき3回を限度 療養食:糖尿病食、腎臓病食、貧血食等を提供した場合)
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	1日につき 施設の入所者総数のうち、自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する入所者の割合が50%以上であること。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置していること チームに認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含むこと
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	1日につき 認知症専門ケア加算Ⅰの基準に適合すること。認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。チームに認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含むこと。
緊急時治療管理加算	518円	1日につき(緊急時治療を行った場合。1月に1回連続する3日を限度)
特定治療		医科診療報酬点数表に基づく
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	1日につき (介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上介護福祉士が35%以上) サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	1日につき (介護福祉士が60%以上)
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	1日につき (介護福祉士が50%以上又は常勤職員70%以上又は勤続7年以上介護福祉士が30%以上)
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に2.1%を乗じた単位数の1割
新型コロナウイルス感染症対策		所定単位数に0.1%を乗じた単位数の1割